

令和7年度三島市物品及び役務競争入札参加資格審査申請書等の提出要領（追加受付）

競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（平成5年三島市告示第37号）に基づき、三島市が発注する物品の製造の請負に係る競争入札参加資格審査申請の受付を行います。入札参加を希望される方は、下記により申請してください。

記

1 受付期間

令和7年1月7日（火）～31日（金）

2 申請方法

**郵送または持参（上記受付期間内の消印有効）**

**【持参の場合受付時間】午前9時～11時30分、午後1時～5時**

3 提出先（お問合せ先）

郵送の場合は、必要書類を封入し、封筒の表に「**入札参加資格審査申請書在中**」と **赤字**で**必ず記入**の上、下記宛まで郵送してください。

〒411-8666 三島市北田町4-47

三島市役所 財政経営部財政課契約係

電話：055-983-2624 FAX：055-973-5722 E-mail：keiyaku@city.mishima.shizuoka.jp

4 有効期間

今回の追加受付で登録となる資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

5 提出書類

(1) 提出書類一覧（提出書類をひも等で綴じる必要はありません。送付状は不要です。）

	書類の名称	説明
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品調達等)	5市3町統一様式1
2	代理店・特約店証明書(写) 営業許可証・資格証明書等(写)	営業に当たり、必要な許可・資格等の内容を証明するもので申請日現在で有効なものの写し。A4判にコピーすること。 該当するものが無ければ提出不要です。
3	三島市における登録要件を満たすことを証明する書類	三島市では、登録要件を設けている業種があります。(別紙「三島市における登録要件と必要書類」及び「種別表(物品・役務)」参照。) <b>該当業種を希望する場合のみ</b> 、登録要件を満たすことを証明する書類を提出してください。 (上記2に該当する場合は、提出書類は1部)

4	財務諸表（写） 又は青色申告書（写） 又は確定申告書（写）	財務諸表は、直前の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」。青色申告書・確定申告書は、直近のもの。A4判にコピーしてください。
5	使用印鑑届（写不可）	5市3町統一様式3
6	登記簿謄本（写）	法人のみ提出 申請書の提出日から3ヶ月以内に発行されたもの（法務局が発行します。）「履歴事項全部証明書」（写）又は「現在事項全部証明書」（写）でも可
7	代表者身分証明書（写）	個人事業者のみ提出 申請書の提出日から3ヶ月以内に発行されたもの（本籍地の市区役所・町村役場で発行します。） ※事業主が外国籍の場合は「住民票」と成年被後見人として「登録されていないことの証明」を提出してください。
8	納税証明書その3の3（写） （又は非課税である証明書）	法人のみ提出 所管の税務署長が証明する最新のもの（所管の税務署が発行します。）消費税及び地方消費税並びに法人税に未納の税額がない証明です。「その3」という様式もありますが、証明項目が違いますので、必ず「 <b>その3の3</b> 」を提出してください。
9	納税証明書その3の2（写） （又は非課税である証明書）	個人事業者のみ提出 所管の税務署長が証明する最新のもの（所管の税務署が発行します。）消費税及び地方消費税並びに所得税に未納の税額がない証明です。「その3」という様式もありますが、証明項目が違いますので、必ず「 <b>その3の2</b> 」を提出してください。
10	委任状（写不可）	5市3町統一様式4 契約権限等を委任する場合に必要
11	官公需適格組合証明書 組合員名簿 協同受注契約 配分基準	事業協同組合のみ提出。県などに提出した書類の写しでも可。 「官公需適格組合証明書」は、該当する場合のみ提出
12	A4判個別フォルダー	提出書類一式を収納してください。見出し部分に会社名等の記載はしないでください。（文具店で購入できます（ライオン A4-IF-Y、コクヨ A4-IFN 等）。色の指定はありません。）
13	物品調達等・三島市独自様式	<u>三島市独自様式については、Excel データ及び A4 用紙の両方で提出してください。</u>

	様式 1 (三島市競争入札参加登録入力票) 様式 2 (入札参加希望種別表) 様式 3 (取扱品目明細表) 様式 4 (業務実績表)	提出フォーム URL : <a href="https://logoform.jp/f/tuMPT">https://logoform.jp/f/tuMPT</a> <u>必ず今年度の新しい様式を使用してください。</u> ※上記提出フォームにて提出できない場合は、別途メール送信もしくは CD-R に Excel データを保存の上、提出してください。 <u>※詳しくは下記 (2) 「三島市独自様式について」を参照してください。</u>
14	誓約書	内容を確認し記入してください。
15	確認書	三島市に事業所がある者のみ提出 内容を確認し記入してください。
16	85 円郵便はがき (又は 85 円切手を貼ったはがき) ( <u>表に貴社の住所及び名称を記載してください。</u> )	審査終了後に三島市財政課の受付印を押印し、受付済証として返信します。 <u>(表に貴社の住所及び名称を記載し、裏は白紙</u> のものを用意してください。)
17	提出書類チェックリスト	提出書類をすべて揃えたあと、不足書類がないか確認するためのリストです。該当するチェック欄にチェックを入れて提出してください。

※ 5 市 3 町統一様式とは、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、長泉町、清水町、函南町の市町間で統一した申請書様式です。なお 5 市 3 町統一様式は、中央公契連書式などその内容が準拠したものをもって代えることができます。

## (2) 三島市独自様式について

三島市に入札参加資格審査を申請する方は、三島市独自様式 1 から 4 までの提出が必要です。提出フォームによる送信及び書面の両方で提出してください。なお、必ず今年度の新しい様式を使用してください。

様式 1 ~4 までを入力したら、提出フォーム (URL: <https://logoform.jp/f/tuMPT>) にて Excel データを送信してください。(送信日は郵送及び持参による申請書類提出の日付とは前後しても構いません)。

なお、メール送信で提出をおこなう場合は、「4 提出先(お問合せ先)」に記載のメールアドレスに送信してください。その際は以下の点にご注意ください。

※いずれの提出方法の場合でも **ファイル名は、「会社名：三島市独自様式【物品・役務】**」としてください。(例：(株)○○○：三島市独自様式【物品・役務】)

ア メール送信を行う際は、添付ファイルを暗号化するなど十分に情報漏えい対策を施した上で行ってください。送信における過失(紛失、誤送信、誤った添付ファイルなど)等に伴う損害について、当市は一切の責任を負えかねます。

イ メールによる対応が出来ない場合は、CD-R にデータを保存し提出してください。

ウ 送信元のメールソフトが Outlook の場合、添付ファイルが「Winmail.dat」という形になって受信できない場合があります。お手数ですが、それ以外のメールソフトで送信してください。（無理な場合は Outlook のまま送信してください。）

エ マクロ付き Excel ファイルの場合は受信できませんので、送信する際はマクロ消去して送信してください。

※そのほか社内規定等でデータの提出ができない場合には、事前に連絡をお願いします。

### (3) 提出書類の注意事項

ア 申請書等は「提出書類一覧」の順番に揃え、個別フォルダー（文具店で購入できます。ライオン A4-I F-Y、コクヨ A4-I F N 等）に収納してください。紐（ひも）や紙縫り（こより）で綴じる必要はありません。フォルダー見出し部分への 会社名等の記載はしないでください。送付状は不要です。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載をしなかったりした場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後に発覚した場合には資格が取り消される場合があります。

ウ 申請書等に不備又は不足があった場合は、受付できません。

## 6 三島市事業者等実態調査実施要領の制定について

三島市では、入札参加者の市内事業所の設置要件を明確にするため、要領を制定しています。市内業者としての取り扱いを受けるためには認定基準を満たしていることが要件となります。三島市内の事業所で資格者登録をする方は「三島市事業者等実態調査実施要領」及び「市内業者の認定基準」をホームページで確認のうえ申請してください。（訪問調査を実施することもあります。）

また、市内業者の認定基準を満たしているかどうかの確認書に、納税状況についてこちらで確認するための同意の文面を加えておりますので、市の納税証明書の添付は不要となります。ただし、設立後 1 年を経過していない法人の場合は、「法人等の設立申告書・事業所設置廃止等申告書」の写しを提出してください。（三島市課税課の受付印のあるもの。）

## 7 資格要件について

- (1) 営業に関して法律上必要とする登録を有していること。
- (2) 申請書の提出日において、引き続き 1 年以上の営業を行っていること。（ただし、相続、合併、継承等で新会社を立ち上げて 1 年未満の場合は例外規定があります。詳しくは財政課契約係までお問合せ下さい。）
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。

## 8 資格の認定について

申請書等の受付後、受付当月（申請のあった月）の末日までに審査を行い、業種区分ごとに有資格業者として認定します。有効期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。

なお、資格認定が受けられない方にのみその旨を通知し、資格認定を受けた方への通知は受付済証の発行のみとなります。(受付済証の発行は審査終了後となります)

※資格認定を受けても、必ずしも入札・見積合せ等で指名を受けるとは限りません。

#### 9 見積徴取への協力について

市が発注する建設工事又は業務委託等に係る予定価格を算出するにあたり、必要な建設資材等の価格を決定するために行う見積徴取に協力してください。